主

本件上告を棄却する。

理 由

被告人弁護人本間大吉上告趣意について。

前に行われた訴訟行為が不法であるからと言つて、その後に行われた別個の適法行為の効力までを常に当然無効なりと為し得ないのは言うまでもないことである。されば、いわゆる任意同行なるものが仮りに所論のごとく憲法の禁ずるところであるとしても爾後正当な手続で行われた勾留を目して所論のごとく不当に人身を拘束したものと断ずることはできない。そして本件勾留が適法な手続で行われたものであることは記録上明白なところであつて上告人においてもこれを争わないのであるから所論の理由による不当勾留を前提とする本論旨は既にこの点において理由なきものといわねばならぬ。

よつて刑訴第四四六条に則り主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 安平政吉関与

昭和二三年一〇月七日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	ᇑ	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官